

~~有 料~~ ・ ~~無 料~~  
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~  
**有 料 ・ 無 料** 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書  
 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

不要な表題を抹消

不要な文字を抹消

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

（ふりがな）

②申請・届出者 氏 名

法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載

1、6、8の全文を抹消

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- ~~8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

有料：「第 33 条第 4 項において準用する」と「第 33 条の 3 第 2 項において準用する」を抹消  
 無料：「第 33 条第 3 第 2 項において準用する」を抹消

③許可・届出番号		
④氏名又は名称 <small>（ふりがな）</small>		
⑤所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒 □ □ □ - □ □ □ □	電話 ( )
	法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載	
⑥事業所	名称 <small>（ふりがな）</small>	事業所の所在地はビル名、階数まで記載する
	所在地 <small>（ふりがな）</small>	

⑦変更事項	} 記載しない			
⑧変更前				
⑨変更後				
⑩取扱職種の 範囲等	(取扱職種・取扱地域を限定する場合の例) 職種：看護師 地域：宮崎県・鹿児島県			
⑪変更(廃止)年月日	} 記載しない			
⑫職業紹介責任者			氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由				
⑭備考	担当者の職・氏名、連絡先を記載			

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

全文を抹消